

平間・東地区のまちづくり情報誌

# まちづくり・かわら版

平原公園、東長崎縦貫線（区画整理区域内）などが完成しました！



桜と平間中央公園



桜と平原公園

平間中央公園

平原公園



八郎川緑地

八郎川緑地



東長崎縦貫線



東長崎縦貫線（区画整理事業区域内）



## ごあいさつ

新緑の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃から、東長崎平間・東地区土地区画整理事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

現在、本事業の完成を目指して、残りの工事を鋭意施工中ですが、皆様方からの温かいご理解とご協力により、着工から20年目を迎え、ようやく概成の光が見えてまいりました。

今後は、事業の早期の完成と換地処分に向けて、職員一同さらに精進して参る所存でありますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、この「まちづくり・かわら版」につきましては、前回の発行から少し時間が経過していることから、今回は、主にこれまでの振り返りと併せて、今後の概略スケジュール等をお知らせいたしますので、ご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

東長崎土地区画整理事務所



## 東長崎平間・東地区土地区画整理事業の概要

- ・ 名称：長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業
- ・ 施行者：長崎市（長崎市長）
- ・ 目的：東長崎地区は、長崎市中心市街地から北東約8.5kmに位置し、長崎市の東の玄関口、交通の要衝として大きな役割を担っています。  
また、長崎市中心部の住宅地が飽和状態にあることから、道路事業や区画整理事業の実施などにより、良好な生活環境や物流機能が整った東長崎地区の人口が増加しています。  
一方で、東長崎地区においては、平坦地だけでなく丘陵地にも小規模な宅地開発が行われ、無秩序な市街地が進展しつつあります。  
そこで、平間・東地区において、土地区画整理事業を実施し、防災、環境衛生、交通安全等の都市基盤施設の一体的な整備・改善を実施し、健全かつ良好な住環境を有する住宅地の形成を図るものです。
- ・ 施行面積：30.0ha
- ・ 都市計画決定：昭和50年12月16日
- ・ 事業計画決定：平成14年5月31日
- ・ 施行期間：平成14年度～令和8年度
- ・ 総事業費：110億円
- ・ 減歩率：22.55%（公共：15.94%、保留地：6.61%）
- ・ 計画人口：2,300人
- ・ 権利者数：453人
- ・ 整理前筆数：1,453筆



# 東長崎平間・東地区土地区画整理事業のこれまでのあゆみ

平成のあゆみ

- 【平成14年度】  
5月 東長崎平間・東地区土地区画整理事業開始
- 【平成23年度】  
3月 都市計画道路八郎川東川端線開通
- 【平成24年度】  
12月 都市計画道路現川線開通（平成23年10月一部開通）
- 【平成25年度】  
3月 平間中央公園（4号公園）開園
- 【平成26年度】  
3月 東町一の坪公園（5号公園）開園
- 【平成29年度】  
1月 都市計画道路矢上町山手線開通  
3月 都市計画道路八郎川西川端線開通

令和のあゆみ

- 【令和2年度】  
12月 平原公園（3号公園）開園  
3月 仮換地指定率100%達成
- 【令和3年度】  
3月 都市計画道路東長崎縦貫線（土地区画整理事業区域内）完成



# 今後の事業の主な流れ(予定)について

令和4年度	夏ごろ	<b>①換地計画(案)の縦覧</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎換地計画(案)を約2週間縦覧します。(※時期については、別途ご連絡いたします。)</li> <li>・区画整理前後の土地の図面・町名・地番・地目・地積をご確認できます。</li> <li>・清算金についてご確認できます。</li> </ul>
	秋ごろ	<b>②換地処分通知の送付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市が換地計画の内容を関係権利者の皆様に通知します。</li> <li>・換地計画の縦覧の内容がお手元でも確認できるようになります。</li> </ul>
	年度末ごろ (令和5年)	<b>③換地処分・公告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市が関係権利者へ換地処分通知が到達したと確認できたときは、県知事に「換地処分」を行ったことを届け出ます。</li> <li>◎届出を受けた県知事が、換地処分が行われたことを公告します。</li> <li>◎換地処分の公告の日の翌日に換地計画の内容の効力が発生し、土地に関する権利と清算金が確定します。</li> </ul>
	年度末ごろ (令和5年)	<b>④登記簿・字図の書き替え</b> ※公告の日の翌日～約4か月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎換地処分の公告の日の翌日から、土地・建物の登記簿や字図(地図)が書き替えられます。 この手続きは、市が法務局へ行います。(※皆様に行っていただく手続きは、別途ご連絡いたします。)</li> <li>◎換地処分の公告の日の翌日から、土地・建物の登記の書き替えが終わるまでの間は、一般の登記に関する手続きができなくなります。</li> </ul>
令和5年度	※時期については、別途ご連絡いたします。	<b>⑤清算金の交付・徴収</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市が、清算金を納付していただく方からは清算金を集め(徴収)、清算金の交付を受ける方にはお支払いします。</li> </ul> <p>※時期については、現時点での予定となります。今後の事業の進捗により前後する場合があります。 ※詳細な内容については、今後お知らせいたします。</p>

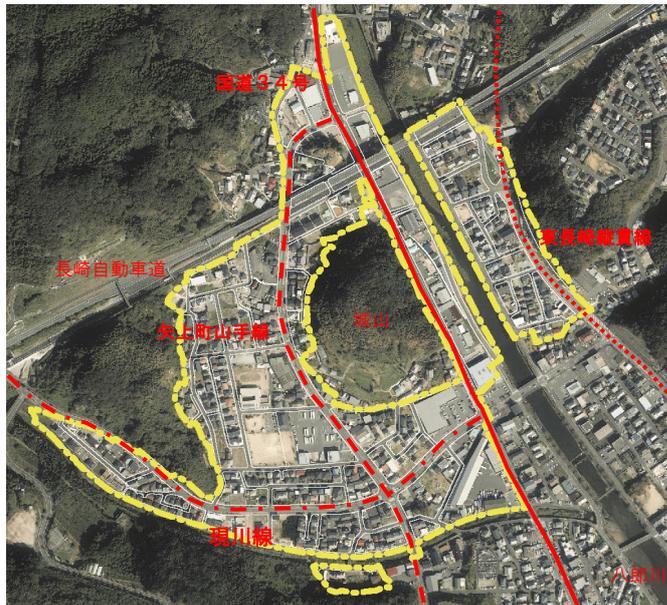
# 東長崎平間・東地区土地区画整理事業

## 【整備前の状況】

## 【現在の状況】



(平成18年度撮影)



(令和元年度撮影)



## 権利変動の届け出について

平間・東地区土地区画整理事業区域内の土地の権利が変動(売買や相続など)した場合や住所・氏名などに変更があった場合は、所定の様式により東長崎土地区画整理事務所へ届け出てください。

今後、区画整理に関する重要な通知を行う予定ですので、届け出についてご協力をお願いします。なお、届け出に必要な用紙は事務所に備えています。

※記事に関して、ご不明な点やご質問等がございましたら、事務所までお気軽にお問い合わせください。

次回の「まちづくり・かわら版」では、令和4年6月頃に換地計画書(案)の縦覧について、お知らせをする予定です。



**No.52**  
令和4年4月27日

編集・発行  
施行者：長崎市  
(東長崎土地区画整理事務所)

長崎市まちづくり部 東長崎土地区画整理事務所

〒851-0133 長崎市矢上町40番28号

☎ 095-839-5381 ☎ 095-837-1046

✉ [higaku@city.nagasaki.lg.jp](mailto:higaku@city.nagasaki.lg.jp)

🌐 <http://www.city.nagasaki.jp/sumai/660000/669002/p003028.html>

